

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和7年度)

作成日 2025/10/7

最終更新日 2025/10/7

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	2025/10/7
国立大学法人名		国立大学法人室蘭工業大学
法人の長の氏名		松田 瑞史
問い合わせ先		監査室監査係（TEL:0143-46-5039、E-mail:kansa@muroran-it.ac.jp）
URL		https://muroran-it.ac.jp

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		令和7年9月17日開催の第3回経営協議会において、国立大学法人ガバナンス・コードへの本学における各原則の適合状況等について説明及び意見交換を行い、加えて9月26日期限付きで意見照会を行ったところ、特段の意見は無く、各原則を適切に実施していることが確認されました。
監事による確認		令和7年9月2日開催の第8回役員会において、国立大学法人ガバナンス・コードへの本学における各原則の適合状況等について説明及び意見交換を行い、加えて9月5日期限付きで意見照会を行ったところ、特段の意見は無く、各原則を適切に実施していることが確認されました。
その他の方法による確認		

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

- ☒ 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、
原則２－２－１～原則２－２－３（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。
- ☐ 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則を全て実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1－1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		本学は、「創造的な科学技術で夢をかたちに」の理念の下、総合的な理工学教育を行い、地域社会、更には国際社会における知の拠点として豊かな社会の発展に貢献することをミッションとしています。このミッションの実現に向け、令和4年度に策定した「学長ビジョン」をベースとし、令和6年度の学長交代に伴い「松田ビジョン」として更新しました。また、当該ビジョンをもとに、具体的にミッションを実現するための道筋として、第4期中期目標・中期計画を策定し公表しています。 (松田ビジョン) https://mutoran-it.ac.jp/guidance/president/vision/ (中期目標・中期計画) https://mutoran-it.ac.jp/guidance/info_dis/work_info/#anchor_02
補充原則 1－2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		本学は、目標・戦略の進捗状況を6ヶ月毎に「評価分析室」で確認及び検証を行った上で本学の戦略的な運営の検討及び重要な施策の企画を行う「企画戦略会議」で共有し、改善を部局に依頼し、行動に反映させるとともに、これらの結果を年度ごとにまとめ、本学ホームページを通して公表しています。 また、令和5年度は、平成31年度に改組した理工学部教育研究活動状況の自己点検・評価を行い、当該結果を公表しており、現在、教育研究活動等の改善に向けた検討に着手しているところです。 (自己点検・評価) https://mutoran-it.ac.jp/guidance/evaluation/self_inspection/#anchor_02
補充原則 1－3⑥(1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制	更新あり	本学は、経営及び教学運営に係る権限と責任の体制として、国立大学法人法に基づき、役員会、経営に関する重要事項を審議する経営協議会、教育研究の重要事項を審議する教育研究評議会を設置しています。また、本学の戦略的な運営の検討及び重要な施策の企画を協議する企画戦略会議が置かれています。 国立大学法人室蘭工業大学組織規則第4条第2項において、学長が大学の包括的な最終責任者としての職務と権限を有していることを規定して、理事、副学長、学長補佐、学科長、専攻長、職員等などの法人組織については、同規則により設置が明記されています。なお、令和5年度から学長・理事・副学長・学長補佐の業務分担・内部統制規則における役割・担当事務組織を明確に定め、ホームページ上で公表しております。 (組織図) https://mutoran-it.ac.jp/guidance/about/organization/ (役員会) https://en3-jg.d1-law.com/mutoran-it/d1w_reiki/H416909120002/H416909120002.html (経営協議会) https://en3-jg.d1-law.com/mutoran-it/d1w_reiki/H416909120003/H416909120003.html (教育研究評議会) https://en3-jg.d1-law.com/mutoran-it/d1w_reiki/H416909120004/H416909120004.html (企画戦略会議) https://en3-jg.d1-law.com/mutoran-it/d1w_reiki/H427909120009/H427909120009.html (役職員) https://mutoran-it.ac.jp/guidance/about/executives/ (国立大学法人室蘭工業大学学長・理事及び室蘭工業大学副学長・学長補佐の業務分担について) https://mutoran-it.ac.jp/guidance/about/executives/policy/#anchor_02
補充原則 1－3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		国立大学法人室蘭工業大学中期計画「2. 人事に関する計画」のとおり人事方針を定めるとともに、「室蘭工業大学の人事に関する基本方針」及び「事業主行動計画」において、若手、女性、外国人、産業界出身者等の人材の確保に向けた目標を掲げています。また、男女共同参画社会基本法の理念に基づき、教職員及び学生が性別に関わらずその能力を生かしあらゆる分野で活躍できる環境の実現を目指して、「男女共同参画推進のための基本方針」を定めています。 (中期計画「2. 人事に関する計画」) https://mutoran-it.ac.jp/uploads/sites/2/2022/04/tyuki_keikaku_04.pdf (室蘭工業大学の人事に関する基本方針) https://mutoran-it.ac.jp/uploads/sites/2/2022/10/jinjikihon.pdf (事業主行動計画) https://mutoran-it.ac.jp/uploads/sites/2/2021/04/kodokeikaku2021-2025.pdf (男女共同参画推進のための基本方針) https://mutoran-it.ac.jp/guidance/compliance/genderequality/

補充原則１－３⑥（３） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		本学は、収入の半分を占める国からの運営費交付金の配分状況やその他の収入支出などを勘案しながら作成した「室蘭工業大学中期財政計画（令和5～14年度）」を財政運営に役立てています。 （室蘭工業大学中期財政計画（令和5～14年度）） https://muran-it.ac.jp/uploads/sites/2/2024/08/midfp_2023-2032.pdf
補充原則１－３⑥（４）及び補充原則４－１③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）	更新あり	本学は、「教育研究・財務レポート」を発行し、本学の財務諸表、新たな財源の確保に向けた活動、教育・学生支援活動、「北海道MONOづくりビジョン2060」に基づいて戦略的に進めている研究活動などを分かりやすく説明しています。 また、MONOづくりみらい共創機構のホームページにおいて、共同・受託研究の実績と成果、知財、アライアンスラボ（企業等への貸付スペース）などについて、公開しています。 （教育研究・財務レポート） https://muran-it.ac.jp/44874-book/#page=1 （MONOづくりみらい共創機構） https://u.muran-it.ac.jp/crd/ （アライアンスラボ） https://muran-it.ac.jp/society/ciulg_rc/alliance/
補充原則１－４② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針	更新あり	法人経営を担い得る人材を計画的に育成するために以下の取り組みを行い、その実施状況をフォローアップしながら、次代の経営人材の育成に努めています。 1. 学長を補佐する人材として理事、副学長の他に学長補佐を置き、本学教職員の中から法人経営を担い得る人材を登用し、法人経営の一端を担わせています。 2. 学長の将来構想を実現するための方策を企画・検討する組織として、理事をトップに副学長、学長補佐、教員及び事務職員から構成される企画戦略業務室を設置し、役員だけでなく教員や事務職員にも早い段階から法人経営の感覚を身に付けさせています。 3. 国立大学協会等が実施する外部研修への参加や、事務局研修等の内部研修を実施しています。 4. 本学教職員を対象に、大学マネジメント、大学広報・ブランド力、高等教育改革、研究開発行政等に関する有識者を招き、教職員自身が本学経営者の一員である認識、自覚を持って業務に携わることを誘起し、本学の活性化を促すことを目的として「室工大未来塾」を開催しています。 また、経営人材の育成に関する基本方針を策定し、本学ホームページにおいて公表しています。 （経営人材の育成に関する基本方針） https://muran-it.ac.jp/uploads/sites/2/2021/03/keieijinza.pdf
原則２－１－３ 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等	更新あり	学長は、本学のビジョンを実現するために、学長を補佐する人材として理事、副学長及び学長補佐を配置し、その選任に当たっては、「総務・財務」「学術・情報」「研究・連携」等の担当する分野を設定した上で、各分野に係る業務を実施する能力を備えた人材を学内外から選任しています。 また、国立大学協会等が実施する外部研修への参加や、事務局研修等の内部研修の実施等、経営人材の計画的な育成・確保のための取り組みを行っています。 さらに、理事、副学長及び学長補佐の職務及び権限を、各規則等に定め、本学ホームページにおいて公表するとともに、担当分野及び業務内容も本学ホームページにおいて公表しています。 《理事の職務》 （国立大学法人室蘭工業大学組織規則第5条第2項） 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行うものとする。 （国立大学法人室蘭工業大学組織規則） https://en3-jg.d1-law.com/muran-it/d1w_reiki/H416909120001/H416909120001.html 《副学長の職務》 （室蘭工業大学副学長に関する規則第2条第1項） 副学長は、次の各号に掲げる職務をつかさどる。 （1）学長から命を受けた職務 （2）学長の指示する全学的な企画・立案及び各部局との連絡調整に関すること。 （3）別に定めるところによる委員会の委員長等の職務に関すること。 （室蘭工業大学副学長に関する規則） https://en3-jg.d1-law.com/muran-it/d1w_reiki/H416909120051/H416909120051.html

		《学長補佐の職務》 (室蘭工業大学学長補佐に関する要項第2条) 学長補佐は、特命事項及び大学運営業務について学長を補佐する。 (室蘭工業大学学長補佐に関する要項) https://en3-jg.d1-law.com/muroran-it/d1w_reiki/H503909220330A/H503909220330A.html 《各補佐人材の担当分野及び業務内容》 https://muroran-it.ac.jp/guidance/about/executives/policy/#anchor_02
補充原則 2-2-1 ① 【運営方針会議を設置する法人のみ該当】 運営方針委員の選任等にあたっての考え方や選任理由		運営方針会議を設置していない法人のため、公表事項はありません。
原則 2-3-1 役員会の議事録		本学における重要事項については、国立大学法人室蘭工業大学役員会規則に基づき設置された役員会の議を経て学長が決定することとしています。 役員会における重要事項は、 ①中期目標についての意見に関する事項 ②中期計画その他国立大学法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項 ③予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 ④学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 ⑤その他役員会が定める重要事項 となっており、役員会は、学長が本学の果たす役割を踏まえ、経営上の意思決定を行うに当たり、多角的な観点を踏まえた適切な判断が必要な事項について、後述する経営協議会及び教育研究評議会の審議を踏まえた、本学内のコンセンサスを形成する仕組みを担っています。 また、役員会の審議内容が明確に記載された議事録を本学ホームページで公表しています。 (役員会議事要旨) https://muroran-it.ac.jp/guidance/about/corp_meetings/
原則 2-4-2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況		国立大学法人法第14条の規定に基づき、理事及び監事に産業界、他の教育研究機関等外部の経験を有する人材を登用しています。5名の理事及び監事(理事3名、監事2名)のうち、半数以上の3名(理事1名、監事2名)は、常に外部の経験を有する人材を登用することで経営層の厚みを確保するとともに、平成30年9月から女性の監事を登用し、ダイバーシティの確保に努めています。 また、当該人材の登用に関する基本方針を策定し、当該人材の登用の状況と併せて本学ホームページにおいて公表しています。 (理事及び監事の登用に関する基本方針) https://muroran-it.ac.jp/uploads/sites/2/2021/03/rjityouyouhousin.pdf (理事及び監事の登用状況) https://muroran-it.ac.jp/guidance/about/executives/
補充原則 3-1-1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫		本学は、経営協議会委員の構成には、多様な有識者の幅広い意見を聴き、その知見を積極的に法人経営に反映させるため、過半数は学外の学識経験者を経営協議会学外委員選考方針に基づき選任しています。 学外委員がその役割を十分に果たせるよう、経営協議会の運営に際しては、議論を実質化するための資料の事前共有、出席率向上の観点からWeb(オンライン)会議での出席を可能とするなど運営方法の工夫を行っています。 また、本学の中期目標、予算、決算等の経営に関する重要事項を議題とすることの他に、本学の課題に関しての懇談事項を設定し、学外委員からの意見を本学の教育研究力向上に活用するとともに、十分な現状理解が得られるよう努めています。 なお、国立大学法人室蘭工業大学経営協議会学外委員の選考方針に基づき、以下の観点から学外委員を選考しています。 ①教育関係者 - 大学における運営や教育研究等に関しての知見・実践経験を有する者 ②国・地方自治体の関係者 - 国や地方自治体などの制度策定や施策の実施に関する知見を有する者 ③産業界関係者 - 企業においてビジョンや経営戦略を実現するための経営的視点を有する者 ④室蘭工業大学同窓生 - 室蘭工業大学の教育研究活動や学生に対する支援等を主な事業としている室蘭工業大学同窓会を代表する者 ⑤その他 - その他学長が必要とする学識経験者 (経営協議会) https://muroran-it.ac.jp/guidance/about/jmc/

補充原則 3-3-1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由		国立大学法人室蘭工業大学学長選考・監察会議は、学長の選考に当たって、本学の理念と目標を実現するために必要とされる学長の資質・能力（求められる学長像）に関する基準を定めています。 当該基準を踏まえ、国立大学法人法等の規定に則り、意向投票の結果も参考に、自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を本学ホームページで公表しています。 （学長の選考に関する情報） https://muran-it.ac.jp/guidance/info_dis/org_info/#anchor_05
補充原則 3-3-1 ③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無		国立大学法人室蘭工業大学学長選考・監察会議における学長再任の可否や上限設定の有無については、令和2年4月22日開催の令和2年度第1回学長選考会議において、国立大学法人室蘭工業大学学長選考規則の改正を行い、再任を3年に限り可能とし、引き続き9年を超えて在任することはできないとしました。 なお、国立大学法人室蘭工業大学学長選考規則は、本学ホームページで公表しています。 （学長の選考に関する情報） https://muran-it.ac.jp/guidance/info_dis/org_info/#anchor_05
原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き		学長選考・監察会議が学長の解任を申し出るための手続については、国立大学法人室蘭工業大学学長の解任手続に関する規則で規定し、本学ホームページで公表しています。 具体的な解任事由は、以下のとおりです。 ①心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。 ②職務上の義務違反があるとき。 ③職務の執行が適当でないため本学の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き当該職務を行わせることが適当でないと認めるとき。 ④その他学長たるに適しないと認めるとき。 なお、解任審査請求は以下の構成員による署名が必要となっています。 ①学長選考・監察会議委員の3分の1以上の署名によるとき。 ②経営協議会委員の2分の1以上の署名によるとき。 ③教育研究評議会委員の2分の1以上の署名によるとき。 ④本学職員（日、時間を定めて雇用する常時勤務することを要しない職員を除く。）の2分の1以上の署名によるとき。 （学長の解任手続に関する情報） https://muran-it.ac.jp/uploads/sites/2/2022/10/gakutyokaininkisoku.pdf
補充原則 3-3-3 ② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果	更新あり	法人の長（学長）の業務執行状況については、毎年10月を目途に学長選考・監察会議において、国立大学法人室蘭工業大学学長選考・監察会議規則第3条第6号の規定に基づき、確認を実施し、その結果を本学ホームページで公表しています。 また、令和6年3月13日開催の第7回学長選考・監察会議において、国立大学法人室蘭工業大学学長の業務執行の状況の確認に係る実施細則を制定しました。当該細則に基づき、令和7年度に中間評価実施計画を策定、令和8年度に中間評価を実施することとしました。 （学長の業務執行状況の確認） https://muran-it.ac.jp/guidance/info_dis/org_info/#anchor_05 （国立大学法人室蘭工業大学 学長の業務執行の状況の確認に係る実施細則） https://en3-jg.d1-law.com/muran-it/d1w_reiki/H506909110003/H506909110003.html
原則 3-3-4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由		経営協議会及び教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員は、以下の方法により選任しており、本学ホームページで公表しています。 ①経営協議会から選出される委員 学長選考・監察会議における審議の継続性確保、学長に求められる資質と能力を的確に把握するための知見・経験のバランス等を考慮のうえ、互選により選出。 ②教育研究評議会から選出される委員 選出方法を審議し、3名連記無記名投票（各評議員が学長選考・監察会議委員として適任と思われる者について名簿に「○」を附す）を実施し、順位が1位から5位までの者を選出。 （学長選考・監察会議委員） https://muran-it.ac.jp/guidance/about/pem/
原則 3-3-5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		令和3年2月10日に開催した学長選考会議において、大学総括理事の配置についての検討を行い、教育と経営の一体的な運営の最終責任者として学長が強いリーダーシップを発揮することができる現体制を維持することが望ましいため、本学に大学総括理事は設置しないこととしました。

基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況	更新あり	本学は、経営、教育・研究、社会貢献活動等に係る様々な情報を公開することにより、本学の安定的・健全な法人運営を、しっかりと発信しています。 また、公共的性格を有する国立大学法人において適正な業務運営を行うため「国立大学法人室蘭工業大学業務方法書（以下、業務方法書）」を文部科学大臣の認可を受けて作成し、業務を行っています。 その「第 2 章役員（監事を除く。）の職務の執行が国立大学法人法又は他の法理に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」に内部統制に関する基本事項を定めて運用し、適宜見直しを行っています。 （業務方法書） https://muran-it.ac.jp/uploads/sites/2/2025/03/gyomu_houhousyo.pdf 1. 本学の役員及び教職員のコンプライアンス遵守による職務実施の確保と情報伝達体制（業務方法書第2条、第4条、第5条、第6条、第25条） 本学の理念を目標等のもと、役員及び教職員が適正な職務の実施と社会的倫理の維持を確保するため、「国立大学法人室蘭工業大学行動規範」及び「反社会的勢力に対する基本方針」を定めるとともに、本学における法律違反行為等の早期発見と是正を図るため、公益通報の受付及び相談の窓口を設置しています。 また、個人情報保護、公文書管理、ハラスメント防止、安全保障輸出管理、生命倫理、動物実験、情報セキュリティ、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止について、教職員の理解を深めるとともに業務の適正を確保するため、必要な教育・研修を行っています。 学内構成員への周知方法は、学内構成員限定のWebシステム等により情報を伝える体制をとっています。 （国立大学法人室蘭工業大学行動規範） https://muran-it.ac.jp/guidance/compliance/koudoukikan/ （反社会的勢力に対する基本方針） https://muran-it.ac.jp/guidance/compliance/hanshakai/ （公益通報の受付及び相談の窓口） https://muran-it.ac.jp/guidance/compliance/sup_wb/ 2. モニタリング(自己点検と内部監査等) 体制（業務方法書第10条、第20条、第21条、第23条、第24条） 中期目標・中期計画に基づいて行う業務については、各部署がPDCAサイクルを回しながら遂行し、実績等を公表しています。 また、業務の進捗と到達度については評価分析室（室長は理事）が、検証し改善に関する助言を行っています。 （自己評価） https://muran-it.ac.jp/guidance/evaluation/self_inspection/ 業務部署に属さず独立した内部監査部門である監査室は、適法性と妥当性の観点による業務監査、会計処理の適否及び財産保全状況の適否等の観点による会計監査及び科研費等の内部監査を行っています。 監事 2 名（常勤 1 名・非常勤 1 名）は、監事監査規則に基づいて内部統制システム、中期目標・中期計画に基づいて行う業務の実施状況、ガバナンス及び財務報告プロセス等についてモニタリングを行い、結果を公表しています。 監事、監査室及び文部科学大臣の選任を受けた本学会計監査人は、定期的にミーティングを実施し、情報交換を行い、連携して監査にあたっています。 （独立行政法人通則法に基づく直近の評価の結果） https://muran-it.ac.jp/guidance/info_dis/ea_info/ 本学は、内部統制システムやリスク管理体制を適切に運用し、継続的にその見直しを行っています。 令和4年度に既存の内部統制システムを見直し、かつ、明文化するため、「国立大学法人室蘭工業大学内部統制規則」を新たに制定し公表しました。 また、内部統制システムやリスク管理体制を適切に運用するために、本学役員会に内部統制の機能を持たせ、半年に 1 度のリスク事象等対応の進捗状況を共有するほか、年に一度、学内規則やガイドライン、個別マニュアルの運用状況の点検を行うことで、継続的な見直しを行っています。 （内部統制システム） https://muran-it.ac.jp/guidance/compliance/internal-control/
--	-------------	--

		3. 研究活動における行動規範と不正防止のための体制（業務方法書第16条） 【研究活動等の不正防止】 行動規範、研究費の不正防止計画、研究費の不正使用防止等の対応マニュアルを定め、研究活動等の不正防止研修を定期的実施し、マニュアル等を周知するとともに、研修の未受講者に対しては、予算執行権限を停止するなどの措置を行うことにより不正防止を実施しています。 不正行為及び不適切行為に関する相談窓口を設置しています。 （研究活動等の不正行為等に係る申立て・相談窓口） https://muran-it.ac.jp/guidance/compliance/am_re/ 【安全保障輸出管理】 安全保障輸出管理規則、安全保障輸出管理体制を定め、輸出管理最高責任者（学長）、輸出管理統括責任者（研究・連携担当理事）、輸出管理責任者（研究・社会共創担当副学長）を置き、輸出管理委員会等で適宜必要な審議等を行った上で、輸出管理を実施しています。 （安全保障輸出管理関連） https://muran-it.ac.jp/society/ethic/exportcontrol/ 【利益相反マネジメント】 利益相反マネジメント規則、利益相反マネジメントポリシーを定め、それに基づいて利益相反マネジメント事前調査委員会・外部の有識者を含む利益相反マネジメント委員会で適宜必要な審議等を行った上で、利益相反マネジメントを実施しています。 （国立大学法人室蘭工業大学利益相反マネジメント規則） https://en3-jg.d1-law.com/muran-it/d1w_reiki/H421909120011/H421909120011.html （利益相反マネジメント関連） https://muran-it.ac.jp/guidance/compliance/riekisohan/ 【研究インテグリティの確保】 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対応するため、研究インテグリティの確保に関する規則を定め、統括責任者（研究・連携担当理事）を置き、研究インテグリティ確保に関する相談窓口を設け、このリスクに対する体制を整備しています。 （研究インテグリティ） https://muran-it.ac.jp/society/ethic/research-integrity/
原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社		法令に基づく公表事項の他、本学の様々な活動について本学ホームページで情報公開し、随時更新して発信しています。 ○本学ホームページ「情報公開」 https://muran-it.ac.jp/guidance/info_dis/ ・法人情報の公表（組織、業務、財務、評価、監査に関する情報） ・国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等 ・規則集 ・情報公開制度 ・個人情報保護制度 ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する役職員対応要領等の公表について ・高等教育の修学支援新制度に関する公表 ・教育情報の公表 ・独立行政法人等情報公開法第22条に規定する情報 ○本学ホームページ「方針・取り組み」 https://muran-it.ac.jp/guidance/compliance/ ・コンプライアンス（法令の遵守） ・危機管理体制

会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫	更新あり	・男女共同参画の推進 ・国際交流ポリシー ・インフラ長寿命化計画（個別施設計画） ・環境への取り組み ・本学敷地内の全面禁煙 ・安全管理活動計画について ・JABEEへの取り組み ・室蘭工業大学学生の飲酒に関する基本原則 ・室蘭工業大学における研究設備及び機器等の共用推進に関する方針 ・キャンパスマスタープラン ・室蘭工業大学利益相反マネジメントポリシー ・研究活動等の不正防止 ・デジタル・キャンパス推進 ・研究成果の公開ポリシー ○大学ホームページ「広報」 https://muran-it.ac.jp/guidance/publicity/ ・広報誌・刊行物等 ・ソーシャルメディア ・広報ポリシー
補充原則4－1① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況	更新あり	1. 本学ホームページのトップページにおいて、受験生/保護者、在学生/保護者、卒業生、企業/研究者、地域/一般、各々のページで、対象者別に提供できるサービスと対象者に関わりのありそうな大学の最新ニュースやイベントを選んでお知らせしています。 (本学ホームページ) https://muran-it.ac.jp/ 2. 在学生向けページでは、シラバスや各種手続き等の修学サポート情報、授業料免除や奨学金等、また、困った時の相談先を学生サポート情報として提供しています。 (在学生/保護者の方へ) https://muran-it.ac.jp/for_cs/ 3. 広報冊子「大学案内パンフレット」は、本学ホームページでデジタル版を公開すると共に、各種学生募集要項等も含めて冊子体をご希望される方が必要な資料を選択して入手できるページにアクセスできるようにしています。 また、同パンフレットでは、学長のメッセージと共に本学の特色ある研究や世界的に評価の高い研究を紹介し、受験生の方だけでなく、国民の皆様にも本学をご理解いただける内容としています。 (大学案内パンフレット) https://www.d-pam.com/muran-it/2514197/index.html?tm=1#target/page_no=1 4. 本学の情報へのアクセス機会を高める工夫として、本学で学べる研究の魅力を教員や在学生が室蘭近郊の自然の魅力と共に紹介する大学紹介ムービーをYouTubeで公開しています。
		学部、大学院博士前期課程及び大学院博士後期課程において、学生が身に付ける資質や能力を学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）として定めています。 この学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた資質や能力を身に付けた人材を育成するため、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、これに基づいて各年次におけるカリキュラムを組み立てています。 教育課程の学習成果については、学部・大学院ともに、授業担当教員が授業科目の特徴を踏まえて、筆答試験、レポート、発表、実技などにより多面的評価を行い、到達度目標の達成状況を評価しています。また、大学院の学位論文については、あらかじめ明示された審査基準に基づき、提出された学位論文及び公開発表会により評価しています（学習成果の評価の方針）。 学部における卒業にあたっては、所定の単位を修得し、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に定めた資質・能力を身に付けた学生に学位を授与しています。大学院の修了にあたっては、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた上で、学位論文の審査および最終試験に合格し、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に定めた資質・能力を備えていると認められる学生に学位を授与しています。 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）について、学生には、学部では「学生便覧」、大学院では「大学院履修要項」に示しています。 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）で定めた資質や能力を身に付けた学位授与者について、状況一覧を以下の

補充原則 4－1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報	更新あり	とおり大学ホームページに公表しています。 当該学生が本学で身に付けた能力の成果を示す情報として、進路状況及び就職実績について、進路決定率（卒業者のうち、就職・進学が決定した人の割合）・実就職率（進学した人を除く卒業者のうち、就職が決定した人の割合）・就職率（就職希望者のうち、就職が決定した人の割合）・産業別就職先一覧・企業別就職先一覧の過去5年分の実績及び外国人留学生の就職状況（就職支援の内容、進路状況一覧及び主な就職先）を公表しています。 また、学生の満足度を示す情報としては、全学生による授業評価（講義や実験に関する受講状況・理解度・満足度等）に加え、学生生活実態調査（住居環境・経済状況・アルバイト・サークル活動等）、卒業生アンケート調査（大学生生活の充実度・就職先や就職サポートに関する満足度・大学への意見要望等）、卒業・修了予定者アンケート調査（科目の理解度・授業に対する要望等）の集計・分析結果を公表しています。 なお、公的機関の認定を受けた本学所定の科目・単位を修得することにより卒業後取得可能な資格・免許、または、卒業後に指定する実務経験等を経ることにより受験資格を得る資格情報について、以下のとおり大学ホームページに学科別一覧を公表しています。 < 学部、大学院のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー > 工学部 https://mutoran-it.ac.jp/academic/technology/dp_cp-rikou/ 工学部 https://mutoran-it.ac.jp/academic/engineering/dp_cp/ 大学院 https://mutoran-it.ac.jp/daigakuin/gs/dp_cp-daigakuin/ < 学習成果の評価の方針 > 理工学部・大学院 https://mutoran-it.ac.jp/guidance/info_dis/disclosure_e/ < 学位授与状況 >（直近（令和6年度）の学科・専攻別人数内訳、並びに開学以降の学科専攻ごとの累計者数） https://mutoran-it.ac.jp/guidance/info_dis/disclosure_e/degree/ < 学生による授業評価 >（平成28年度以降分） < 学生生活実態調査 >（平成28年度以降分（隔年実施）） < 卒業・修了予定者アンケート >（平成28年度以降分） https://mutoran-it.ac.jp/guidance/evaluation/self_inspection/ < 卒業生アンケート >（平成27年度以降分（3年毎に実施）） https://mutoran-it.ac.jp/guidance/evaluation/index_eval/ < 進路決定率・実就職率・就職率・産業別就職先一覧・企業別就職先一覧 >（令和2年度以降分） https://u.mutoran-it.ac.jp/csc/course/ < 外国人留学生の就職状況 >（令和2年度以降分） https://u.mutoran-it.ac.jp/csc/foreignstudent/ < 学科別 取得可能資格・免許一覧 > https://mutoran-it.ac.jp/campuslife/recruiting/c_l/list/
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 https://mutoran-it.ac.jp/guidance/info_dis/jyohokokaiho22/